

1 平素からの防災への取組の強化

① 地区防災計画の作成及び地区内の防災活動の推進

○県民及び事業者等のとるべき措置

- ・市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

2 円滑かつ安全な避難の確保及び総合的・効率的な被災者への支援

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等による住民の安全確保

○避難体制の整備

- ・市町は、災害の危険が切迫した緊急時において、一時避難し、安全を確保する指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

② 避難行動要支援者に対する適切な避難誘導等の実施体制の整備

○要配慮者対策

- ・市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- ・避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた警察機関、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- ・市町は、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等に提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

③ 被災者支援の総合的・効率的な実施

○被災者の生活確保のための緊急措置

- ・市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 その他

① 復興法制定に伴う修正

○基本理念

- ・被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

○復興計画

- ・特定大規模災害による被害を受けた県及び市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

② 特別警報の運用に伴う修正

- ・金沢地方気象台が発表する警報等の種類及び発表基準に「特別警報」を追加する。

③ 再生可能エネルギーの活用について追加

- ・指定避難所や避難路等に太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を努めることを追加する。